

指定介護予防訪問リハビリテーション事業

指導検査基準

— 令和 7 年 4 月 1 日適用 —

東京都福祉局指導監査部指導第一課

指導検査基準（指定介護予防訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第1 基本方針	1 基本方針 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	都条例第112号第78条
第2 人員に関する基準	1 従業者の配置の基準 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者を規則で定める基準により置いているか。 （1）医師 1人以上配置しているか。 また、常勤であるか。 なお、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、都条例第42号第4条又は都条例第51号第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなす。 （2）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上配置しているか。 なお、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、都条例第111号第80条第1項	都条例第112号第79条第1項 都規則第142号第14条第1項第1号 都規則第142号第14条第2項 都規則第142号第14条第3項 都規則第142号第14条第1項第2号 都条例第79条第2項

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第3 設備に関する基準	に規定する人員に関する人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たすものとみなす。 1 設備及び備品等 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 なお、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、都条例第111号第81条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たすものとみなす。	都条例第112号第80条第1項 都条例第112号第80条第2項
第4 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1) 管理者は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者に都条例第112号「第5章第4節 運営に関する基準」及び「第5章第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 2 運営規程 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、各指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という）を定めているか。 (1) 事業の目的及び運営の方針	都条例第112号第84条（準用第51条第1項） 都条例第112号第84条（準用第51条第2項） 都条例第112号第81条

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 虐待防止のための措置に関する事項 (7) その他運営に関する重要事項 3 勤務体制の確保等 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することができるよう、各指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、各指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定介護予防訪問リハビリテーションを提供しているか。 (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質向上のための研修の機会を確保しているか。 (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じているか。 4 業務継続計画の策定等 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利	根拠法令等 都条例第112号第84条（準用第52条の2第1項） 都条例第112号第84条（準用第52条の2第2項） 都条例第112号第84条（準用第52条の2第3項） 都条例第112号第84条（準用67条の2第4項） 都条例第112号84条（準用

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じているか。 （２）指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 （３）指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ５ 内容及び手続の説明及び同意 （１）指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 （２）文書は、わかりやすいものとなっているか。 ６ 提供拒否の禁止 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、正当な理由なく、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	第52条の２の第２号第１項） 都条例第112号84条（準用第52条の２の第２号第２項） 都条例第112号84条（準用第52条の２の第２号第３項） 都条例第112号84条（準用第52条の３） 条例施行要領第三の四の３の(5)（準用第三の一の３の(6)） 都条例第112号84条（準用第52条の４） 条例施行要領第三の四の３の(5)（準用第三の一の３の

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	7 サービス提供困難時の対応 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定介護予防訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 8 受給資格等の確認 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供するよう努めているか。 9 要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、要支援認定の申請をしていないことにより要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該要支援認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。	(7)) 都条例第112号84条（準用第52条の5） 都条例第112号84条（準用第52条の6第1項） 都条例第112号84条（準用第52条の6第2項） 都条例第112号84条（準用第52条の7第1項） 都条例第112号84条（準用第52条の7第2項）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	１０ 心身の状況、病歴等の把握 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 １１ 介護予防支援事業者等との連携 (１) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (２) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 １２ 介護予防サービス費の受給の援助 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、利用申込者が法施行規則第83条の９各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、介護予防サービス費の受給が可能となる旨の説明、介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の介護予防サービス費の受給のための必要な援助を行っているか。 １３ 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	都条例第112号84条（準用第52条の８） 都条例第112号84条（準用第69条第１項） 都条例第112号84条（準用第69条第２項） 都条例第112号84条（準用第52条の10）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているか。 14 介護予防サービス計画等の変更の援助 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 15 身分を証する書類の携行 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 16 サービスの提供の記録 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定介護予防訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問リハビリテーションについて法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。 17 利用料等の受領 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介	都条例第112号84条（準用第52条の11） 都条例第112号84条（準用第52条の12） 都条例第112号84条（準用第52条の13） 都条例第112号84条（準用第52条の14第1項） 都条例第112号84条（準用第52条の14第2項） 都条例第112号第82条第1

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から適正に受けているか。 (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、(3)の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 (5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者に対し、厚生省令第36号第85条において準用する同規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。 (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法第53条第7項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定介護予防訪問リハビリテーシ	項 都条例第112号第82条第2項 都条例第112号第82条第3項 都条例第112号第82条第4項 法第53条第7項（準用第41条第8項） 厚生省令第36号第85条（準用第65条）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	ョンについて居宅要支援被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 18 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 19 利用者に関する区市町村への通知 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 20 衛生管理等 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	都条例第112号第84条（準用第53条の2） 都条例第112号第84条（準用第53条の3） 都条例第112号第84条（準用第54条の2第1項） 都条例第112号第84条（準

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に十分に周知しているか。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ウ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施しているか。 (4) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 2 1 掲示 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定介護予防訪問看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定介護予防訪問看護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示にかえることができる。 (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	用第54条の2第2項) 都条例第112号第84条(準用第54条の2第3項) 都条例第112号施行規則第14条の2の第1項第1号 都条例第112号施行規則第14条の2の第1項第2号 都条例第112号施行規則第14条の2の第1項第3号 都条例第112号施行規則第14条の2の第2項 都条例第112号第84条(準用第54条の3) 都条例第112号第84条(準用第54条の3の第2項) 都条例第111号第88条(準用第33条第3項)

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	2 2 秘密保持等 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 2 3 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 2 4 苦情処理 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防訪問リハビリテーションに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区	都条例第112号第84条（準用第54条の4第1項） 都条例第112号第84条（準用第54条の4第2項） 都条例第112号第84条（準用第54条の4第3項） 都条例112号第84条（準用第54条の6） 都条例112号第84条（準用第54条の7第1項） 都条例112号第84条（準用第54条の7第2項） 都条例112号第84条（準用第54条の7第3項）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。 (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。 2 5 地域との連携等 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めているか。 2 6 事故発生時の対応 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	都条例112号第84条（準用第54条の7第4項） 都条例第112号第84条（準用第54条の8） 都条例第112号第84条（準用第54条の8の第2項） 都条例第112号第84条（準用第54条の9第1項） 都条例第112号第84条（準用第54条の9第2項）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	２７ 虐待の防止 (１) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に十分周知しているか。 イ 虐待防止のための指針を整備しているか。 ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 エ アからウに掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いているか。 (２) アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ２８ 会計の区分 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、各指定介護予防訪問リハビリテーション事業所において経理を区分するとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	都条例第112号第84条（準用第54条の９の２） 都条例第112号施行規則第14条の２（準用第９条の３の第１項第１号） 都条例第112号施行規則第14条の２（準用第９条の３の第１項第２号） 都条例第112号施行規則第14条の２（準用第９条の３の第１項第３号） 都条例第112号施行規則第14条の２（準用第９条の３の第１項第４号） 都条例第112号施行規則第14条の２（準用第９条の３の第２項） 都条例第112号第84条（準用第54条の10）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	2 9 記録の整備 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。 なお、「その終了の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日としているか。 ア 介護予防訪問リハビリテーション計画 イ 都条例第 112 号 第 52 条の 14 第2項の規定を準用する提供したサービスの具体的な内容等の記録 ウ 都条例第 112 号 第 86 条第1項第 10 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 都条例第 112 号 第 53 条の 3 の規定を準用する区市町村への通知に係る記録 オ 都条例第 112 号 第 54 条の 7 第2項の規定 を準用する苦情の内容等の記録 カ 都条例第 112 号 第 54 条の 9 第1項の規定を準用する事故の状況及び処置についての記録	都条例第112号第83条第 1 項 都条例第112号第83条第 2 項 条例施行要領第三の四の 3 の(4)
	1 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行っているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	都条例第112号第85条第 1 項 都条例第112号第85条第 2 項

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	(3) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっているか。 (4) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に努めているか。 (5) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めているか。 2 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、都条例第112号第78条に規定する基本方針及び第85条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 (1) 主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準省令第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じること等の方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握しているか。 (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、(1)に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な内容、提供を行う期間等を記載し	都条例第112号第85条第3項 都条例第112号第85条第4項 都条例第112号第85条第5項 都条例第112号第86条第1項第1号 都条例第112号第86条第1項第2号

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	た介護予防訪問リハビリテーション計画を作成しているか。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しているか。 (3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。 (4) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握すること。 (5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。 (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、 都条例第112号第125条第1項第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、都条例第112号第86条第1項第2号から第5号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (7) 医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているか。	都条例第112号第86条第1項第3号 都条例第112号第86条第1項第4号 都条例第112号第86条第1項第5号 都条例第112号第86条第1項第6号 都条例第112号第86条第1項第7号

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	(8) 利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行っているか。 (9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 (10) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 (11) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているか。 (12) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従った指定介護予防訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。 (13) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づく指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を開始した時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載した指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行う期間が終了する時までに、少なくとも1回、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っているか。 (14) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告しているか。 (15) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行っているか。 (16) (1) から (14) までの規定は、(15) に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用しているか。	都条例第112号第86条第1項第8号 都条例第112号第86条第1項第9号 都条例第112号第86条第1項第10号 都条例第112号第86条第1項第11号 都条例第112号第86条第1項第12号 都条例第112号第86条第1項第13号 都条例第112号第86条第1項第14号 都条例第112号第86条第1項第15号 都条例第112号第86条第2項

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第6 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 指定介護予防訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令第36号第140条の22で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定訪問看護事業を再開したときは、厚生省令第36号で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 (2) 指定介護予防訪問看護事業者は、当該介護予防指定訪問看護事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生省令第36号で定めるところにより、その廃止または休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第115条の5第1項 厚生省令第36号第140条の22第1項第4号 厚生省令第36号第140条の22第3項 法第115条の5第2項 厚生省令第36号第140条の22第4項
第7 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平18厚告127の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 (2) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平27厚労告93に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 介護予防訪問リハビリテーション費 通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に算定しているか。 なお、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、	平18厚労告127の一 平18厚労告127の二 平18厚労告127の三 平18厚労告127別表3イ注1 平27厚告94の78の2

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者であって、別に厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告94の78の2）に適合するものに対して指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、平18厚告127の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費のイの注12」の規定にかかわらず、所定単位数を算定しているか。 3 高齢者虐待防止措置未実施減算 厚生労働省令第35号第53条の10の2に規定する以下の措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 （1）虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に十分周知しているか。 （2）虐待防止のための指針を整備しているか。 （3）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 （4）アからウに掲げる措置を適正に実施するための担当者を置いているか。 4 業務継続計画未策定減算 厚生労働省令第35号第53条の2の2第1項に規定する以下の措置を講じていない場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 （1）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 （2）当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平18厚告127別表3イ注2 平27厚労告95の105の2 平18老計発第0317001号第2の4（4）（準用第2の2（2）） 平18厚告127別表3イ注3 平27厚労告95の105の3 平18老計発第0317001号第2の4（4）（準用第2の2（3））

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	5 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物等に居住する利用者に対する取扱い 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問リハビリテーション事業所と同一建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 6 特別地域訪問リハビリテーション加算 別に厚生労働大臣が定める地域（平24厚労告120）に所在する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 7 中山間地域等における小規模事業所の評価 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり延訪問回数が30回以下）に適合する介護予防訪問リハビリテーション事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用さ	平18厚労告127別表3イ注4 平18老計発第0317001号第2の4（2）（準用第2の2（6）） 平18厚労告127別表3イ注5 平18老計発第0317001号第2の4（6） 平18厚告127別表4イ注6 平27厚労告96の71 平21厚労告83の1

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	れる事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 8 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 (1) 介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（厚生労働省令第35号第82条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて指定介護予防訪問リハビリを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。 (2) 当該加算を算定する利用者から、都条例第112号112号第82条第3項に規定する交通費の支払を受けていないか。 9 短期集中リハビリテーション実施加算 利用者に対して、当該利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日又は法第19条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）の効力が生じた日（当該利用者が新たに要支援認定を受けた者である場合に限る。）から起算して3月以内の期間に集中的に指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。 10 口腔連携強化加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、都道府県知事に対し、届け出ている介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行	平18老計発第0317001号第2の4（7）（準用第二の2（7）） 平18厚告127別表4イ注7 平21厚労告83の2 平18老計発第0317001号第2の4（8）（準用第二の2（8）） 平18厚労告127別表3イ注8 平18老計発第0317001号第2の4（9） 平18厚労告127別表3イ注9 平27厚労告第95の105の4

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り50単位を加算しているか。 1 1 頻回のリハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合の取扱い 指定介護予防訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、介護予防訪問リハビリテーション費を算定していないか。 1 2 サービス種類相互の算定関係 （1）利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問リハビリテーション費を算定していないか。 （2）介護予防短期入所療養介護のサービス終了日及び医療機関を退院した日に、介護予防訪問リハビリテーション費を算定していないか。 1 3 事業所の医師が診療せずにリハビリテーションを提供した場合の減算 別に厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告95の106の3）に適合している指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算しているか。 ただし、医療機関に入院し、リハビリテーションの提供を受けた利用者であって、当該医療機関から、当該利用者に関する情報の提供が行われている者においては、退院後1ヶ月以内に提供される訪問リハビリテーションに限り、減算を適用しない。	平18老計発第0317001号第2の4（10） 平18厚労告127別表3イ注10 平18老計発第0317001号第2の4（11） 平18厚労告127別表3イ注11 平18老計発第0317001号第2の1（2） 平18老計発第0317001号第2の1（3） 平18厚労告127別表3イ注12 平27厚労告第95の106の3 平18老計発第0317001号第2の4（12）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	1 4 利用開始月から12月を超えてリハビリテーションを行う場合の減算 利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める要件（平27厚労告94の78の3）を満たさない場合であって、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行うときは、1回につき30単位を所定単位数から減算しているか。 1 5 退院時共同指導加算 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定訪問介護予防リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の指定介護予防リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算しているか。 1 6 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準（平27厚労告95の106）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数のいずれかを加算しているか。 (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 6単位 (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3単位	平18厚労告127別表3のイ注13 平27厚労告第95の78の3 平18老計発第0317001号第2の4（13） 平18厚労告127別表3ロ注 平18老計発第0317001号第2の4（14） 平18厚労告127別表3ハ注 平27厚労告第95の106 平18老計発第0317001号第2の4（15）（準用第二の2（11）⑥及び⑦）

＜参考＞

(注)本文中の表記については、以下のとおり略しています。

法	⇒	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)
厚生省令第36号	⇒	介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
厚生省令第37号	⇒	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
厚生労働省令第35号	⇒	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)
厚生労働省令第37号	⇒	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)
都条例第42号	⇒	東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第42号)
都条例第51号	⇒	東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年3月30日東京都条例第51号)
都条例第111号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第111号)
都条例第112号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年10月11日東京都条例第112号)
都規則第141号	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第141号)
都規則第142号	⇒	東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成24年10月11日東京都規則第142号)
条例施行要領	⇒	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)
平12厚告19	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)
平12老企第36号	⇒	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)
平12老企第54号	⇒	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号)
平12老企第55号	⇒	訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(平成12年3月3日老企第55号)
平13老振発第18号	⇒	介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)
平18厚劳告127	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)
平21厚劳告83	⇒	厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)
平24厚劳告120	⇒	(平成24年3月13日厚生労働省告示第120号)
平27厚劳告93	⇒	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年3月23日厚生労働省告示第93号)
平27厚劳告94	⇒	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号)
平27厚劳告95	⇒	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)
平27厚劳告96	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平18老計発第0317001号	⇒	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
労働者派遣法	⇒	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年7月5日法律第88号)
建築物の耐震改修の促進に関する法律	⇒	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	⇒	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年12月22日政令第429号)
消防法施行規則	⇒	消防法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)